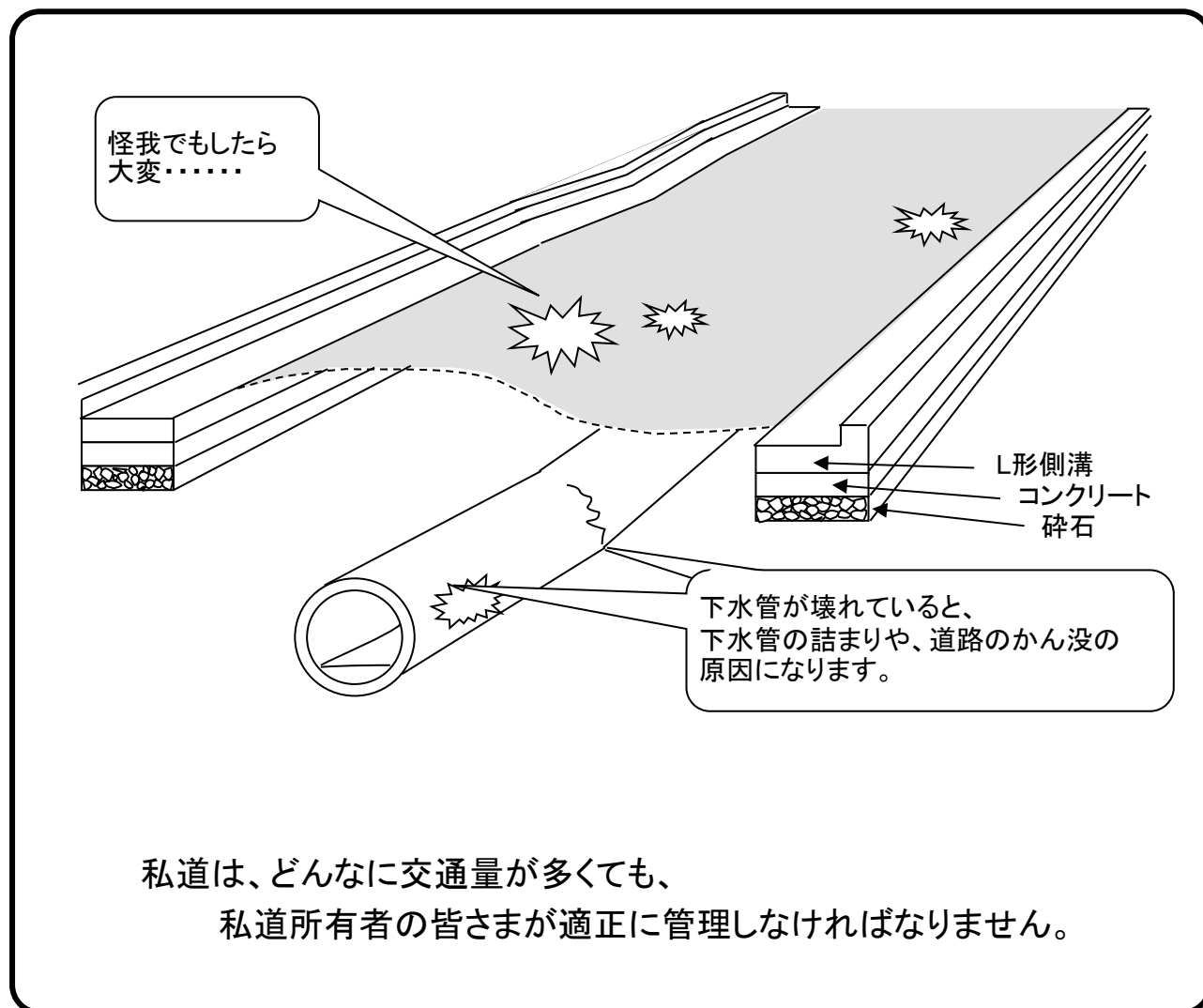


私道整備〔舗装・排水設備（下水）〕 助成制度のてびき



皆さまが私道を整備（舗装または排水設備の工事）する場合に、一定の条件のもとで、助成金が交付されますのでご利用ください。

練馬区

は じ め に

助成の対象となるか区が現地を調査します。事前にお問い合わせください。

土木部 計画課 総合治水係 ≪練馬区役所13階 電話：03-5984-2074（直通）≫

助成を受けられる主な条件 および助成額

- ・ 車止め等により、一般の通行を妨げている場合や破損の原因者が明らかな場合等は、助成対象になりません。
- ・ 助成する規模は、**私道全体**または**交差点間**の私道整備工事を対象とします。原則として、それ以外の小規模な補修工事等は助成対象になりません。
- ・ 舗装と排水設備（下水）の助成条件および助成率が異なりますのでご注意ください。
- ・ ひとつの申請で舗装と排水設備（下水）を両方の助成を受けることができます。

舗 装 の 場 合

（助成を受ける条件）

- ① 私道敷地の土地所有者および私道に隣接する土地所有者等の全員の同意が得られること。
 - ② 通り抜け道路は、道幅が1.2m以上あること。
 - ③ 行き止まり道路は、道幅が1.2m以上で利用戸数が2戸以上あること。（同一所有者は不可）ただし、私道所有者は一人でも可。
 - ④ 工事完了後も一般に開放すること。
 - ⑤ 再度舗装等を行う場合（改修）は、著しく破損し、交通上支障をきたしていること。
 - ⑥ 開発行為等による整備工事でないこと。
- ※ ② ③については、道路形態として**3年以上**使われていること。

（助成額）

通り抜け道路	区算定工事費の90%
行き止まり道路	区算定工事費の80%

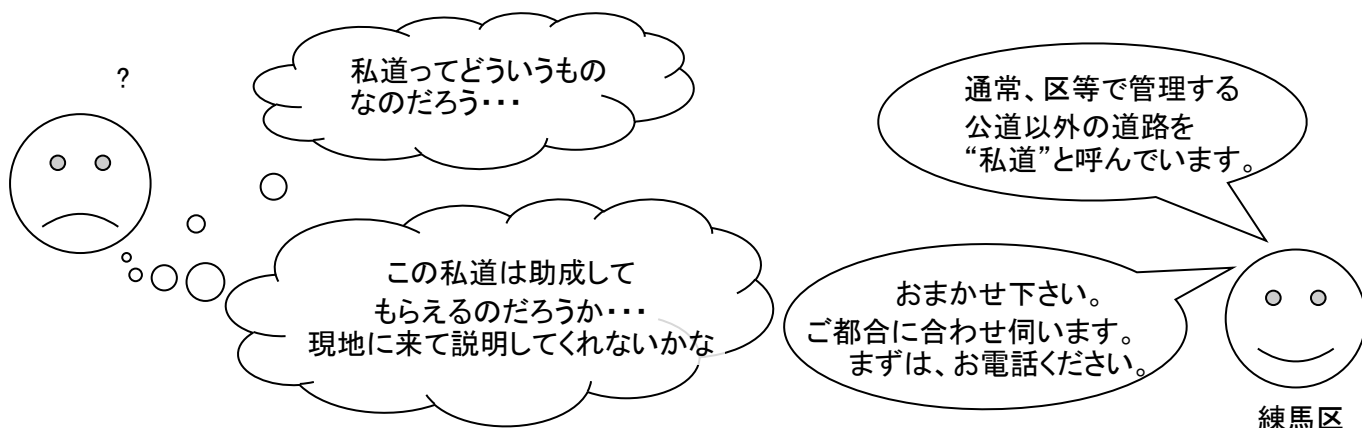
排 水 設 備（下 水）の 場 合

（助成を受ける条件）

- ① 私道敷地の土地所有者および私道に隣接する土地所有者等の全員の同意が得られること。
- ② 道幅が1.2m以上であること。
- ③ 利用戸数が2戸以上あること。
- ④ 工事を行うものが、東京都指定排水設備事業者であること。（下水道局へ届出等が必要です）
- ⑤ 新たに排水設備を設置する場合（新設）は、下水道供用開始（東京都が公示した下水の処理を開始すべき日から起算）後、**3年以内**であること。（下水道法第9条参照）
- ⑥ 再度排水設備を行う場合（改修）は、著しく老朽化し、周辺環境に悪影響を与えていること。

（助成額）

新	設	区算定工事費の90%
改	修	区算定工事費の50%



助成金の対象工事

舗装の場合

- ① アスコン舗装(厚5～20cm)
- ② 透水性舗装(厚5～25cm)
- ③ L形側溝
- ④ 雨水・汚水ます
- ⑤ 取付管(雨水・汚水)

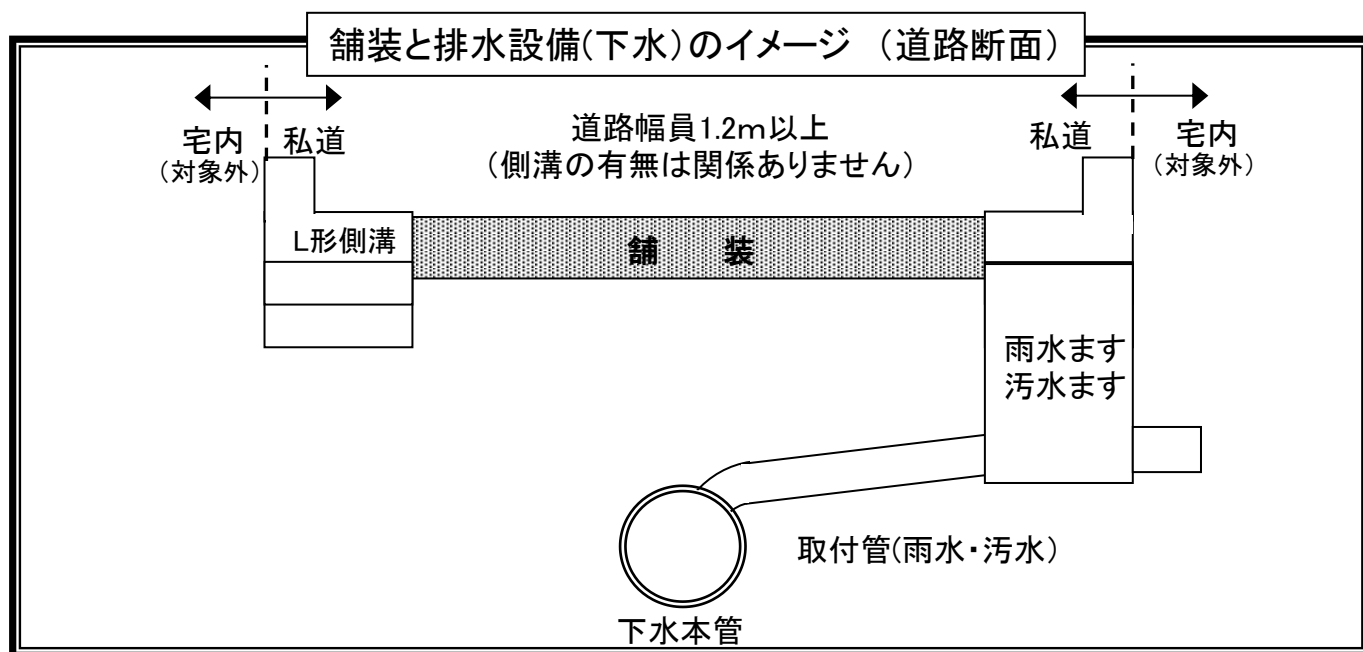
※ 汚水ますは破損などの原因で補修が必要な場合などに適用されます。

※ レンガ舗装(インターロッキング舗装)は助成対象となりません。

排水設備(下水)の場合

- ① 下水本管(内径150mm～350mm)
- ② マンホール
- ③ 汚水ます
- ④ 取付管(汚水)

※ 宅内の排水設備は助成の対象となりません。



※ 地下埋設物(ガス管・水道管など)が舗装・排水設備工事の支障になる場合は、地元の皆さまの負担により、移設等の処置が必要になります。これらは助成の対象とはなりません。

また、排水設備(ますや本管)の清掃は、助成対象になりません。

申請に必要な主な書類

- ① 申請書
- ② 委任状
- ③ 土地使用承諾書
- ④ 工事施工同意書
- ⑤ 印鑑登録証明書(6ヶ月以内のもの)
- ⑥ 公図
- ⑦ 登記事項要約書
- ⑧ 現場案内図(住宅地図程度)
- ⑨ 写真撮影計画図
- ⑩ 工事図書(工事図面など)

区所定のもの

法務局で
取得可能(有料)

めんどくさそう…。税金を払っているのだから、
区で修理してくれないのかな…

私道は所有者等が適正に管理しなければなりません。
しかし、私道の整備には、多額の費用がかかるため、
区では整備する際に必要な費用を一部助成しています。

協力事業者(パンフレット末尾参照)には、
申請書類の作成を代行する事業者もありますので
相談してみてください。(代行費用は助成対象となりません。)

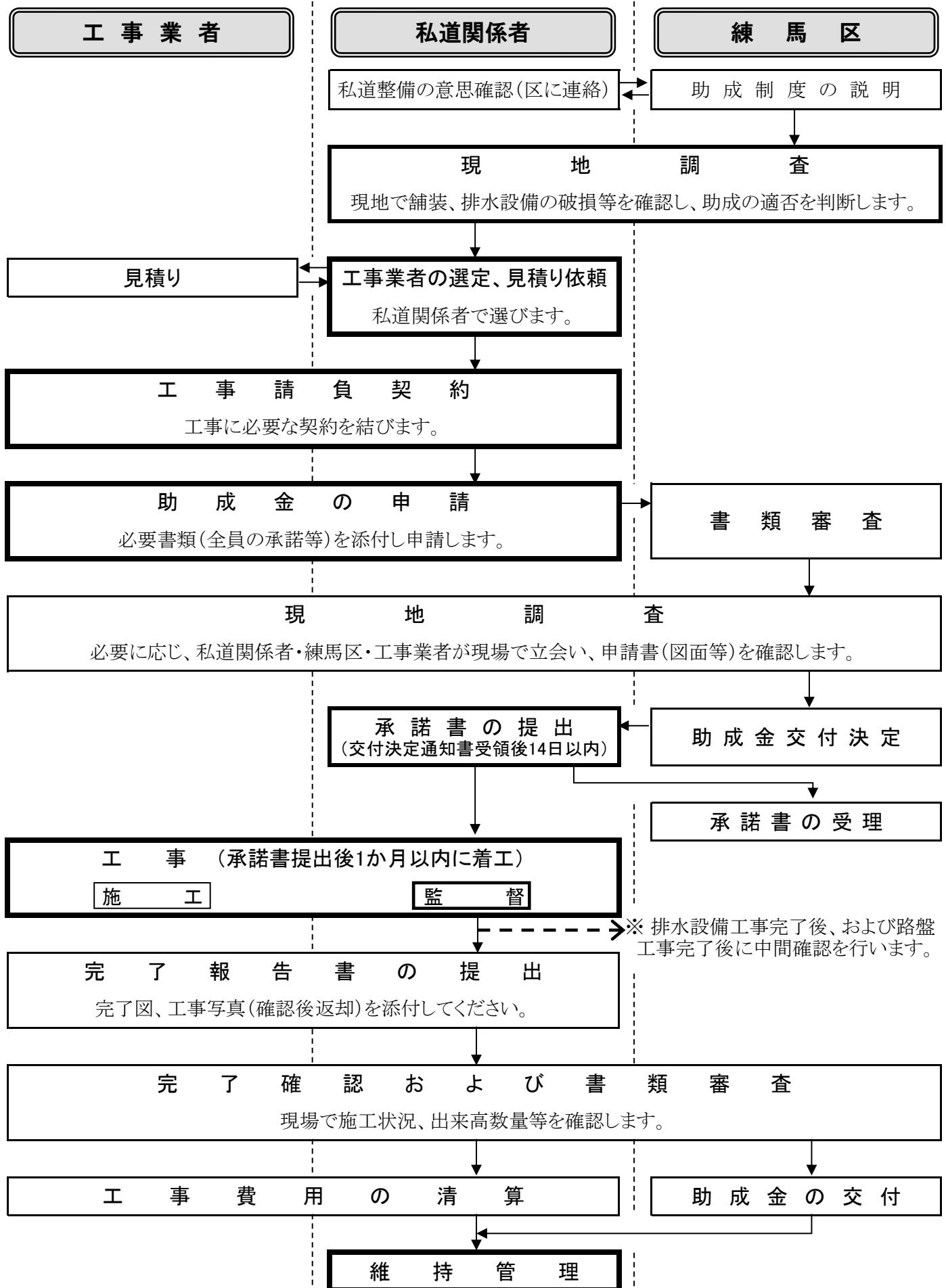
⑦登記事項要約書については私道の所有者および、
私道に隣接する土地所有者のものを添付願います。

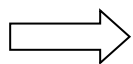
※ この他に本人確認が必要な場合などに使用する書類などがあります。

詳しくは区職員にお問合せください。

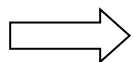
練馬区

助成の流れ





助成の適否および工事内容等について区が判断しますので、**事前に必ず現場調査**を受けてください。

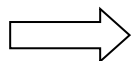


建設業法にもとづく事業者（排水設備の場合は、東京都指定排水設備事業者に限る）であれば、どの工事業者でも構いません。パンフレット末尾に協力事業者を掲載していますのでご参照ください。

工事業者により条件が違いますので、内容等の確認や比較をしてから契約することをお勧めします。

契約では、後日トラブルを起こさないため、次の事項を含めた契約書を取り交わしてください。

- ①工事費用（内訳が記載されたもの） ②工事期限および条件 ③工事費支払方法
④違約条項 ⑤保証条件



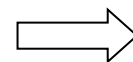
私道の土地所有者および隣接する土地所有者全員の合意による申請が必要です。

申請者の中から、**申請代表者**（関係者の意見とりまとめや助成申請に関する事項の責任者）を選んでください。

○申請書類の記入例を記載したホームページをご参照ください。

トップページ⇒暮らし・手続き⇒住まい・交通・道路⇒道路
⇒私道整備の助成制度について

http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/doro/shido_josei.html



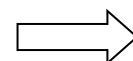
工事は皆さまが主体となり進めていくものです。契約内容どおりに工事が行われているか、ゴミやコンクリート塊等は適正に処理されているかなど、皆さまが工事内容を確認、監督します。

○工事監督のポイントを記載したホームページをご参照ください。

トップページ⇒暮らし・手続き⇒住まい・交通・道路⇒道路
⇒私道整備の助成制度について

http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/doro/shido_josei.html

工事内容の変更が必要な場合は事前に区の承認を得てください。



整備後の舗装・排水設備は、皆さまの財産となります。皆さまによる定期的な清掃（主に道路や雨水ます等）や点検（おもに排水設備等）が必要です。

工事完了後も引き続き、一般の通行を妨げること（車止め等の設置や、駐車場としての利用）はできません。

■ 協力事業者一覧 （令和7年4月現在）

	所在地	会社名	電話番号	助成の適否	
				舗装	排水設備 (下水)
あ行	練馬区大泉学園町4-8-2	(株)フジドウロ	3867-7678	○	○
か行	練馬区上石神井4-7-7	東洋工業(株)	5991-3331	○	—
	練馬区北町7-12-5	森屋興業(株)	3933-6771	○	—
	練馬区向山4-9-28	(株)岡田土木	3970-8135	○	—
さ行	練馬区石神井台7-18-16	三英建設(株)	3929-5111	○	○
	練馬区石神井台7-18-18	(株)ランドテック	5903-3666	○	—
た行	練馬区高野台2-24-7池田ビル2F	池田建設(株)	5393-5566	○	—
	練馬区高松4-1-10	(株)関谷舗道	3970-3881	○	○
	練馬区高松5-19-17-402	小石川建設(株)	3995-8797	○	—
	練馬区田柄5-21-14	(有)小松舗装	3577-6555	○	—
	練馬区土支田3-31-10-206	(株)練馬土木	6750-7111	○	—
	練馬区豊玉北5-25-9	常陸建設(株)	3993-1246	○	—
は行	練馬区富士見台1-20-23	(有)宮本重機土木	3970-9134	○	—
	練馬区富士見台2-29-8	小松建設(株)	3990-8578	○	○
	練馬区平和台2-48-14	共栄土木(株)	3550-5791	○	○
	練馬区平和台2-48-14	五栄建設(株)	6310-3803	○	○

- (注1) 協力事業者とは、この助成制度を理解し区に登録している事業者ですが、あくまでも民間事業者ですので、工事業者の選定は皆さまの判断をお願いします。区が契約内容に関与することはありません。
- (注2) 排水設備(下水)の工事は、下水道管理者の指定を受けた者(東京都指定排水設備事業者)でなければ施工できません。
- (注3) 工事業者は、上記協力事業者に限らず、建設業法にもとづく事業者(排水設備の場合は、東京都指定排水設備事業者に限る)であれば、選定することができます。

■ その他

一定の基準(例:道幅が4.0m以上など)を満足すれば、**私道を公道**(区による維持管理)にすることができます。詳しくは、**土木部管理課道路認定係**(練馬区役所14階 TEL03-5984-1960)までお問い合わせください。

お問い合わせ先

練馬区 土木部 計画課 総合治水係 本庁舎13階 電話:03-5984-2074(直通)